

# 平成30年度 青森市補正予算案の概要

( 3 月 補 正 )

平成30年度3月補正

歳入歳出補正予算事項別明細書

会計 001 一般会計

(歳入)

款	補正前予算額	補正額	計
1市 税	33,994,798	234,386	34,229,184
2地方譲与税	846,465	0	846,465
3利子割交付金	67,338	0	67,338
4配当割交付金	65,497	0	65,497
5株式等譲渡所得割交付金	57,250	0	57,250
6地方消費税交付金	5,438,402	0	5,438,402
7ゴルフ場利用税交付金	18,664	0	18,664
8自動車取得税交付金	171,057	0	171,057
9国有提供施設等所在市助成交付金	3,604	0	3,604
10地方特例交付金	189,972	0	189,972
11地方交付税	24,294,790	51,922	24,346,712
12交通安全対策特別交付金	39,259	0	39,259
13分担金及び負担金	1,041,603	2,700	1,044,303
14使用料及び手数料	1,737,931	5,020	1,742,951
15国庫支出金	25,904,503	△584,004	25,320,499
16県支出金	7,857,787	97,886	7,955,673
17財産収入	297,167	11,641	308,808
18寄附金	54,318	82,239	136,557
19繰入金	4,954,198	△489,235	4,464,963
20繰越金	1,007,271	0	1,007,271
21諸収入	2,905,553	134,081	3,039,634
22市債	13,060,090	△304,400	12,755,690
歳入合計	124,007,517	△757,764	123,249,753

(歳出)

款	補正前予算額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県支出金	市債	その他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1議会費	651,488	0	651,488				
2総務費	10,422,887	10,198	10,433,085	9,314	△3,400	10,725	△6,441
3民生費	55,479,807	314,088	55,793,895	210,635	△9,900	4,515	108,838
4衛生費	6,488,520	317,151	6,805,671	△954	△2,000	29,391	290,714
5労働費	44,136	160	44,296				160
6農林水産業費	1,628,848	6,128	1,634,976	636	3,900	3,616	△2,024
7商工費	2,218,430	9,720	2,228,150				9,720
8土木費	12,902,012	△1,312,440	11,589,572	△704,336	△512,600	△2,236	△93,268
9消防費	3,893,278	△5,026	3,888,252				△5,026
10教育費	9,977,813	△64,147	9,913,666	△1,413	△26,500		△36,234
11災害復旧費	3,641	0	3,641				
12公債費	19,644,453	△127,595	19,516,858				△127,595
13諸支出金	552,204	93,999	646,203				93,999
14予備費	100,000	0	100,000				
歳出合計	124,007,517	△757,764	123,249,753	△486,118	△550,500	46,011	232,843

# 補正予算の内訳

(単位:千円)

【議案第 53 号】

## I 平成 30 年度青森市一般会計補正予算 (第 6 号)

補正前予算額	124,007,517
今回補正額	<u>△757,764</u>
計	123,249,753

### ◇ 補正の主なるもの ◇

#### 1 歳 出

##### 国の第 2 次補正予算関連事業

○老人福祉施設整備費補助金 13,747

大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための、非常用自家発電設備の整備に必要な経費を補助 (国 10/10)

- ・地域密着型特別養護老人ホーム 1 件 8,152
- ・小規模介護医療院 1 件 5,595

○土地改良事業 11,550

農地の区画整理、農道・水路等の整備に要する経費に係る県への負担金

- ・上野地区ほ場整備推進事業 7,525
- ・幸畑地区ほ場整備推進事業 4,025

○社会資本整備総合交付金による緊急対策 144,000

道路・橋梁の老朽化対策等に要する経費

- ・橋梁長寿命化修繕事業 100,000
- ・くらしの道道路整備事業 24,000
- ・金浜小畑沢線道路整備事業 20,000

【参考】下水道事業特別会計分

○公共下水道污水处理施設整備事業		<u>106,000</u>
・久栗坂ポンプ場設備改築工事	50,000	
・小柳ポンプ場設備改築工事	16,000	
・蜷貝排水区管渠改築工事	40,000	
○公共下水道雨水対策施設整備事業		<u>50,000</u>
・八重田浄化センター雨水ポンプ設備改築工事		

その他の事業

○病院事業会計支出金 補正額 補正前 補正後  
321,863 (1,560,497 ⇒ 1,882,360)

決算見込みに基づく基準内繰出の増額のほか、新病院建設に伴い過渡期にある浪岡病院に対して2億円の基準外繰出を追加するもの。

○まちづくり寄附制度推進事業 補正額 補正前 補正後  
82,239 (161,268 ⇒ 243,507)

元気都市あおもり応援基金及び青森市次世代健康・スポーツ振興基金への寄附金の積み立てに要する経費

- ① 元気都市あおもり応援基金への積立分 45,650
- ② 青森市次世代健康・スポーツ振興基金への積立分 36,589

[主に決算見込に基づく調整]

○小柳第一団地建替事業 △415,740  
 ○桑原29号線(3・2・2)道路整備事業 △259,743  
 ○児童手当支給事業 △111,929  
 ○自立支援給付事業(居宅サービス) 168,939

2 歳 入

○市税 234,386  
     個人市民税 151,563  
     法人市民税 82,823  
 ○地方交付税(普通交付税) 51,922  
 ○国庫支出金 △584,004  
     地域住宅交付金(小柳第一団地建替事業) △208,086  
     社会資本整備総合交付金(桑原29号線) △129,873  
     社会資本整備総合交付金(流雪溝整備) △99,441  
     児童手当負担金 △78,199  
 ○寄附金(青森市ふるさと応援寄附金) 82,239  
 ○繰入金 △489,235  
     青森市財政調整積立金繰入金 △570,139  
     競輪事業特別会計繰入金 65,000 など

○市 債 △304,400

市営住宅建設事業費（小柳第一団地）	△207,600
道路建設事業費（桑原29号線）	△116,900
減収補てん費	246,100 など

3 継続費の変更 1件

小柳第一団地建替事業の進捗に伴う変更

4 繰越明許費の設定 21件

国の補正予算関連事業、道路・街路整備事業等に係る翌年度への繰越分

5 債務負担行為の設定 117件

新年度当初から円滑に事業を進めるため設定

Ⅱ 特別会計（主に決算見込みに基づく歳入歳出の調整）

【議案第54号】青森市競輪事業特別会計補正予算	17,050
【議案第55号】青森市国民健康保険事業特別会計補正予算	365,154
【議案第56号】青森市宅地造成事業特別会計補正予算	△104,489
【議案第57号】青森市下水道事業特別会計補正予算	125,378
【議案第58号】青森市卸売市場事業特別会計補正予算	1,620
【議案第59号】青森市農業集落排水事業特別会計補正予算	△2,249
【議案第60号】青森市介護保険事業特別会計補正予算	△72,327
【議案第61号】青森市後期高齢者医療特別会計補正予算	△5,373
【議案第62号】青森市駐車場事業特別会計補正予算	△11,637

Ⅲ 企業会計（主に決算見込みに基づく歳入歳出の調整）

【議案第63号】青森市病院事業会計補正予算	△771,007
【議案第64号】青森市水道事業会計補正予算	△370,806
【議案第65号】青森市自動車運送事業会計補正予算	△44,679

Ⅳ 財産区特別会計（分収造林等の売払収入の決算見込みに基づく歳入歳出の調整）

【議案第66号】青森市浪岡財産区特別会計補正予算	591
【議案第67号】青森市細野財産区特別会計補正予算	146
【議案第68号】青森市女鹿沢財産区特別会計補正予算	△620
【議案第69号】青森市本郷財産区特別会計補正予算	3,715

地方財政法第 6 条但し書の規定に基づく準公営企業への一般会計繰入額の変更について

【地方財政法第 6 条】

(公営企業の経営)

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

繰出基準外の定義

「地方公営企業繰出金について」の総務省通知を基本に調査が行なわれる地方公営企業決算状況調査において、基準額とされる額を超えるもの

議決を求める一般会計繰入額（平成 30 年度変更額）

○青森市駐車場事業特別会計

【平成 30 年第 1 回定例会提案】

- ・収支差額 207,743千円以内の額（議決済）

（繰り入れる事由）

駐車場使用料は、周辺施設と均衡のとれた料金設定としていること、及び公用利用の場合における一定時間については使用料を免除としていることから、繰出基準内での繰入金のみでは、駐車場事業特別会計の歳入に不足が生じるため、一般会計から繰入するもの。

【平成 31 年第 1 回定例会提案】（今回）

- ・収支差額 220,178千円以内の額（議決を求める額）

（変更する理由）

駐車場事業特別会計の収支決算見込による。